仕様書

1　**件名**　岐阜市東部クリーンセンター余剰電力売却及び岐阜市庁舎ほか９施設電力供給

2　**概要**

（１）岐阜市東部クリーンセンターの余剰電力売却

ア　対象施設　　岐阜市東部クリーンセンター

イ　履行場所　　岐阜市芥見６丁目 368 番地

ウ　施設用途　　廃棄物処理施設（焼却施設）

（２）岐阜市庁舎ほか９施設への電力供給

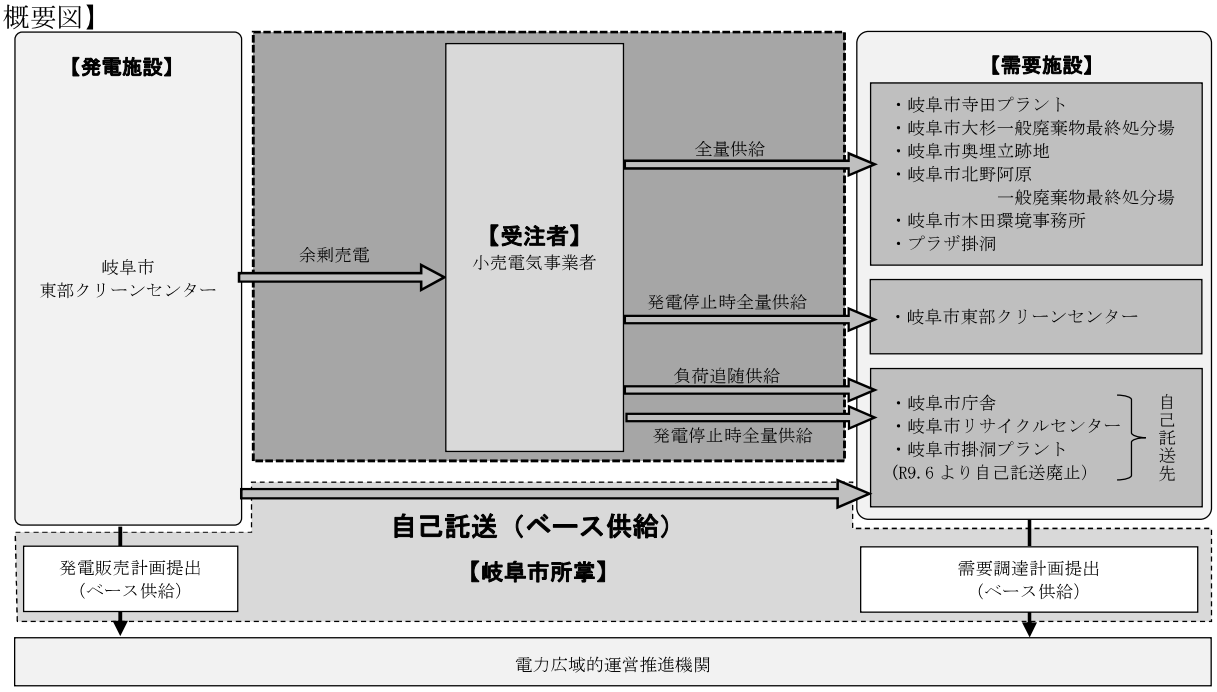
ア　対象施設　　別紙１のとおり

イ　履行場所　　岐阜市長が指定する場所

ウ　施設用途　　事務所、廃棄物処理施設等

エ　その他　　自己託送に関わる３施設への負荷追随

【概要図】



3　仕様

（１）岐阜市東部クリーンセンターの余剰電力売却

ア　発電設備内容

蒸気タービン発電機容量　7,000 キロワット

イ　予定最大売却電力及び予定売却電力量

（ア）　予定最大売却電力　5,000 キロワット

（イ）　令和９年度予定売却電力量　別紙２　表１のとおり

（ウ）　令和９年度稼働計画　別紙３のとおり

発電機停止期間（10 月及び２月を予定）は自己託送を実施しない。

（エ）　ごみ分析によるバイオマス比率　別紙４のとおり

岐阜市東部クリーンセンターは、卒 FIT 電源であり売却電力には、環境価値を含むものとし、その付加価値は全て受注者に帰属する。

（オ）　予定最大売却電力及び予定売却電力量は、稼働計画の変更又は突発的な故障等による発電停止により変動する可能性があるため、保証するものではない。発注者はこれに関する義務及び責任を負わない。

（カ）　予定売却電力量は予定自己託送電力量を控除した値である。

ウ　売却期間

令和９年４月１日０時 00 分から令和 10 年３月 31 日 24 時 00 分まで

エ　電力量計及び計量方法、検針方法

（ア）　電力量計　　スマートメーター

（岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者の所有物である。）

（イ）　検針方法　　遠隔自動検針

（ウ）　検針日　　毎月１日　０：00

（エ）　毎月の売却電力量は、発注者の施設に設置された一般送配電事業者の取引用電力量計の計量器に基づき、受注者が算定する。

（オ）　電力量計の検針は発注者が行い、受注者が確認する。

オ　需給地点及び責任分界点は、岐阜市東部クリーンセンターの構内特別高圧引込用断路器の電源側接続点とする。

カ　電気工作物の財産分界点は、需給地点に同じとする。

キ　関連付帯設備　別紙１のとおり

ク　余剰電力は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第２条第２項に規定する再生可能エネルギー電気を含まない。

ケ　受注者は必要があるときは、発注者に対して臨時検針を求めることができ、発注者はこれに応じるものとする。

コ　計量に不具合が生じたときにおける、その時間内の売却電力量については、その都

度発注者、受注者で協議して決定するものとする。

（２）岐阜市庁舎ほか８施設（岐阜市東部クリーンセンター除く。）への電力供給

ア　電力供給内容

（ア）　供給電源　　交流３相３線式　予備線なし

（イ）　供給電圧　　6,600 ボルト

（ウ）　標準周波数　　60 ヘルツ

イ　契約電力、予定使用電力量等

（ア）　令和９年度契約電力及び予定使用電力量　　別紙２　表２のとおり

（イ）　予定使用電力量は予定自己託送電力量を控除した値である。

ウ　電力供給期間

令和９年４月１日０時00分から令和10年３月31日24時00分まで

エ　電力量計及び検針方法

（ア）　電力量計　　スマートメーター

（岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者の所有物である。）

（イ）　検針方法　　遠隔自動検針

（ウ）　検針日　　岐阜市庁舎：毎月末日　24：00

ほか８施設：毎月１日　0：00

オ　需給地点及び責任分界点は、各施設の構内高圧引込用開閉器の電源側接続点とする。

カ　電気工作物の財産分界点は、需給地点に同じとする。

キ　供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定はない。

ク　融雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約はない。

ケ　関連付帯設備　別紙１のとおり

（３）岐阜市東部クリーンセンターへの電力供給

ア　電力供給内容

（ア）　供給電源　　交流３相３線式　常用線・予備線（2回線受電）

（イ）　供給電圧　　77,000 ボルト

（ウ）　標準周波数　　60 ヘルツ

イ　契約電力、予定使用電力量等

（ア）　令和９年度契約電力及び予定使用電力量　　別紙２　表２のとおり

（イ）　予定使用電力量は概算値である。

ウ　電力供給期間

令和９年４月１日０時00分から令和10年３月31日24時00分まで

エ　電力量計及び検針方法

（ア）　電力量計　　スマートメーター

（岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者の所有物である。）

（イ）　検針方法　　遠隔自動検針

（ウ）　検針日　　毎月末日　24：00

オ　需給地点及び責任分界点は、岐阜市東部クリーンセンターの構内特別高圧引込用断路器の電源側接続点とする。

カ　電気工作物の財産分界点は、需給地点に同じとする。

キ　供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定はない。

ク　融雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約はない。

ケ　関連付帯設備　別紙１のとおり

（４）自己託送

ア　対象施設　岐阜市庁舎、岐阜市掛洞プラント、岐阜市リサイクルセンター

イ　自己託送内容

ベース供給（通告型部分供給）

受注者は負荷追随供給及び発電停止時の全量供給を行うこと。なお、自己託送において電力広域的運営推進機関へ提出する発電販売計画、需要調達計画等は発注者が作成する。

ウ　令和９年度予定自己託送電力量　　別紙２　表３のとおり

エ　自己託送期間（予定）

令和９年４月 １日０時00分から令和10年３月31日24時00分まで

掛洞プラントは令和９年４月１日０時00分から令和９年５月31日24時00分まで

オ　自己託送に関する事項について、発注者、受注者、中部電力パワーグリッド株式会社との間において、「自己託送の運用に関する協定書」を締結するものとする。

カ　発注者は受注者へ自己託送量を通知する。

キ　受注者は負荷追随の内容について契約締結後、発注者と共に中部電力パワーグリッド株式会社へ説明を行うものとする。

4　その他特記事項

（１）岐阜市東部クリーンセンターの余剰電力売却について

ア　売電料金の計算方法

（ア）　算定期間は、毎月１日から当該月の末日までとする。

（イ）　毎月の売電料金＝売却電力量×売却契約単価

※消費税及び地方消費税相当分を含む。

（ウ）　売却電力量の単位は１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。

（エ）　売却契約単価の単位は0.01円毎キロワット時とする。

（オ）　月毎の売電料金の単位は１円とし、その端数は切り捨てる。

（カ）　売電料金に燃料費調整額は適用しない。

（キ）　売電料金は受注者が算定する。

イ　売電料金の請求及び支払い

（ア）　売電料金の請求は毎月とし、発注者は 4.（1）.アに基づき算定された売電料金を受注者に請求する。

（イ）　発注者は受注者へ請求書及び納入通知書を書面で郵送する。

（ウ）　受注者は、納入通知書により定められた期限内に、指定の金融機関に売却代金を納付する。

（エ）　受注者は前項の期限までに売却代金を納付しなかった場合は、当該期限の翌日から納付した日までの日数に応じ売却代金につき、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた率の割合で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を違約金として発注者の指定した期日までに支払わなければならない。また、延滞が発生した場合は、発注者と契約している施設で使用する電力の支払と清算することが出来るものとし、その時点の延滞料についても併せて清算することとする。

（オ）　この契約の締結後、法令の改正等により、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、受注者はこの契約を何ら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

ウ　発電側課金制度への対応

入札金額に発電側課金の金額は考慮しないものとする。詳細については、受注者と発注者間で協議の上、契約後に「発電側課金に関する覚書」を締結するものとする。

エ　電力供給上の協力

（ア）　発注者は受注者に常用線及び予備線を使用し送電ができる供給とする。

（イ）　発注者及び受注者は、本契約に係る電力の売却を円滑に行うため、電力、周波数及び力率を正常な値に保つ等、相互に協力するものとする。

（ウ）　発注者は受注者に対し、その要求に基づき余剰電力供給計画を提出するものとする。

（エ）　発注者は余剰電力供給計画に記載された内容に拘束されず、及び何ら義務を負わない。

（オ）　発注者は余剰電力が、余剰電力供給計画と著しく乖離する事態が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、受注者に対し、速やかに通知するものとする。

（カ）　発注者は余剰電力の安定供給に努めるものとする。

オ　接続供給契約

（ア）　余剰電力の供給のため別途、受注者と一般送配電事業者の接続供給契約又は振替供給契約が必要となる場合は、受注者は受注者の責任と負担で一般送配電事業者と接続供給契約又は振替供給契約を適切な内容で遅延なく締結し、必要な部分の写しを発注者に提出するものとする。

（イ）　発注者は、発電者として前項に規定する接続供給契約及び振替供給契約を遵守するものとする。

（ウ）　接続供給契約及び振替供給契約に必要な発注者の施設の発電場所の概要（以下「発電場所の概要」という。）は発注者が作成し、受注者に提供するものとし、発注者は、受注者が接続供給契約及び振替供給契約を締結する際に、本契約期間に限って受注者が発電場所の概要を使用することを認めるものとする。

カ　余剰電力の売却の中止又は制限

発注者は次の各号のいずれかに該当する場合は、余剰電力の売却を中止し、又は制限することができるものとする。

（ア）　発注者が一般送配電事業者の電気工作物の事故、工事、点検、補修等により電力を供給できない場合。

（イ）　発注者の設備の事故又は運営上の都合による場合。

（ウ）　自然災害及び保安上の必要がある場合。

キ　余剰電力の買受けの中止

受注者は、一般送配電事業者の電気工作物の事故、工事、点検、補修等により電力の買受けができない場合は、余剰電力の買受けを中止することができる。

ク　発電設備

発注者は発電機の増設・廃止、及び発電機の出力増加・減少に伴う使用前に係る自主検査を実施する場合は、事前にその内容及び日程を受注者に通知するものとする。

ケ　その他の供給事項

本仕様書に定めのないその他の事項については、原則、岐阜市を供給区域としていた旧一般電気事業者の小売電気事業を承継した小売電気事業者の定めに準ずるものとし、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

（２）岐阜市庁舎ほか９施設への電力供給について

ア　電気料金の計算方法

（ア）　算定期間は、毎月１日から当該月の末日までとする。

（イ）　使用電力量は全量供給分及び負荷追随供給分の電力量とする。

（ウ）　基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185％－力率）

※ 基本料金が定額の場合、力率による割引等を設定しない場合を除く。

（エ）　電力量料金＝

電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量

（オ）　再生可能エネルギー発電促進賦課金＝

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

（カ）　毎月の電気料金＝

基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

※消費税及び地方消費税相当分を含む。

（キ）　燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は原則、岐阜市を供給区域としていた旧一般電気事業者の小売電気事業を承継した小売電気事業者の定めに準ずることとする。

（ク）　契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。

（ケ）　使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。

（コ）　基本料金契約単価の単位は1キロワットにつき0.01円とし、電力量料金契約単価の単位は1キロワット時につき0.01円とする。

（サ）　力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入とする。

（シ）　月毎の電気料金の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

イ　電気料金の請求及び支払い

（ア）　電気料金の支払いは毎月とし、受注者は4.（2）.アに基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。

（イ）　受注者は、メール又は書面にて別紙1の送付先へ請求書等を送付するものとする。（請求が確定した旨のメールを送れば、請求書はWEBからのダウンロードも可とする。）

（ウ）　請求書は、各施設に個別発行するものとする。また、受注者は、施設毎の内訳（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金等）をWEBからのダウンロード、メール又は書面により発注者に提供するものとする。

（エ）　支払いは、納付書による入金又は指定口座への振込にて行うものとする。

ウ　発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

エ　契約電力が500キロワット未満の施設において、最大需要電力が500キロワットを上回った場合は、最大需要電力等をもとに契約電力を発注者と受注者との協議により定めることとする。

オ　契約電力が500キロワット以上の施設において、最大需要電力が契約電力を超過した場合は、受注者の責めとなる理由による場合を除き、発注者は当該協議において、決定された金額を超過金として受注者に支払うものとする。

カ　最大需要電力は、受注者が供給する全量供給分又は負荷追随供給分について、30分ごとの供給電力量の最大値を2倍した値とする。
なお、自己託送により供給される電力は、受注者の供給分には加算しない。

キ　受注者はベース電源として自己託送する施設については、負荷追随分の電力を供給するものとする。

ク　本仕様書に定めのないその他の事項については、原則、岐阜市を供給区域としてい

た旧一般電気事業者の小売電気事業を承継した小売電気事業者の定めに準ずるものとし、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

（３）共通事項

ア　料金の記録

発注者、受注者は電力の売却と買受けについて記録し、それぞれの要求によりその写しを送付するものとする。

イ　計量器及び通信装置の設置

今回の契約を実行するため、計量器及び通信装置の設置が必要となる場合は、受注者の責任と負担で発注者の承諾のもと、設置するものとする。計量器及び通信装置の設置場所は、発注者と受注者とが協議の上、場所を選定して発注者が提供する。通信装置にて消費する電力及び通信に係る費用についても、受注者の負担とする。また、不要となった場合は、受注者の負担にてこれを撤去する。

ウ　受電電力量実績及び送電電力量実績データ

受注者は発注者に対しその要求に基づき受電電力量実績及び送電電力量実績のデータ（30 分値）を提出するものとする。

エ　受給の記録

発注者は、受給について必要な事項を記録するものとし、受注者は、発注者に対し必要があるときは提示を求めることができるものとする。

オ　令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までの電力売却及び供給業者

岐阜電力株式会社

別紙１

対象施設一覧

No.	施設名（施設用途）	履行場所 （住所）	自己託送※1	関連付帯設備	請求書送付先 （メールアドレス）
1	岐阜市庁舎 （事務所）	岐阜市司町 40 番地１	○	・太陽光発電設備　30kW	〒500-8701 岐阜市司町 40 番地１ 岐阜市役所 行政部管財課 （kanzai@city.gifu.gifu.jp）
2	岐阜市 リサイクルセンター （マテリアルリサイクル推進施設）	岐阜市木田 5 丁目 62-2	○	・太陽光発電設備　10kW	〒500-8701 岐阜市司町 40 番地１ 岐阜市役所 環境部 環境政策課 （kankyo-sei@city.gifu.gifu.jp）
3	岐阜市掛洞プラント （焼却施設）	岐阜市奥字掛洞 375 番地	○ ※2	・小型蒸気発電機　132kW	
4	岐阜市 東部クリーンセンター （焼却施設、 粗大ごみ処理施設）	岐阜市芥見 6 丁目 368 番地	―	・蒸気タービン発電機 7,000kW	
5	岐阜市寺田プラント （有機性廃棄物処理施設）	岐阜市寺田 1 丁目 11 番地	―	―	
6	岐阜市大杉一般廃棄物最終処分場 （浸出水処理施設）	岐阜市大字山県岩字大杉奥洞 1045 番地	―	・太陽光発電設備　30kW	
7	岐阜市奥埋立跡地 （浸出水処理施設）	岐阜市奥 1 丁目 37 番地 1	―	―	
8	岐阜市北野阿原 一般廃棄物最終処分場 （浸出水処理施設）	岐阜市北野阿原 109 番地	―	―	
9	岐阜市木田環境事務所 （事務所）	岐阜市木田 5 丁目 54-1	―	―	
10	プラザ掛洞	岐阜市奥 1 丁目 104 番地	―	―	

※1　自己託送はベース供給（通告型部分供給）とし、負荷追随分の電力は、小売電気事業者が供給するものとする。
※2　岐阜市掛洞プラントへの自己託送期間は、令和９年５月 31 日までとする

別紙2

表１　令和9年度予定売却電力量※1

(kWh)

No.	施設名	区分※2	令和9年									令和10年			合計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	岐阜市東部クリーンセンター	重負荷	－	－	－	99,870	107,980	120,390	－	－	－	－	－	－	328,240
		昼間	443,080	328,380	329,280	182,030	176,370	191,980	504,940	381,270	403,690	631,080	74,940	433,900	4,080,940
		夜間・休日	642,030	673,530	483,920	501,790	495,190	569,110	643,440	627,990	690,810	1,020,660	71,200	656,750	7,076,420
	合計		1,085,110	1,001,910	813,200	783,690	779,540	881,480	1,148,380	1,009,260	1,094,500	1,651,740	146,140	1,090,650	11,485,600

表２　令和9年度契約電力及び予定使用電力量※1

(kWh)

No.	施設名	平均力率(%)	契約電力(kW)※3	区分※2	令和9年									令和10年			合計
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	岐阜市庁舎 （自己託送対象施設）	100	1,300	夏季	－	－	－	125,880	148,840	130,310	－	－	－	－	－	－	405,030
				その他季	60,690	89,050	105,580	－	－	－	173,270	81,110	109,610	110,960	289,490	110,350	1,130,110
2	岐阜市リサイクルセンター （自己託送対象施設）	100	236	夏季	－			27,210	36,200	32,840							96,250
				その他季	20,290	20,170	22,770	－	－	－	26,880	20,010	26,180	23,080	33,110	21,440	213,930
3	岐阜市掛洞プラント （自己託送対象施設）	100	284	重負荷	－	－	－	13,900	13,400	13,500	－	－	－	－	－	－	40,800
				昼間	26,560	23,640	61,900	14,400	13,800	13,700	28,300	27,100	28,200	24,300	24,300	27,500	313,700
				夜間・休日	29,100	31,020	66,100	27,900	29,000	29,200	29,900	30,800	31,600	31,500	27,900	28,300	392,320
4	岐阜市東部クリーンセンター	100	2,080	重負荷	－	－	－	0	0	0	－	－	－	－	－	－	0
				昼間	0	0	0	0	0	0	78,000	0	0	0	317,500	0	395,500
				夜間・休日	0	0	0	0	0	0	81,300	0	0	0	346,100	0	427,400
5	岐阜市寺田プラント	100	71	夏季	－	－	－	18,800	18,500	18,200	－	－	－	－	－	－	55,500
				その他季	17,100	17,300	17,300	－	－	－	17,900	17,200	18,200	17,900	16,700	17,800	157,400
6	岐阜市 大杉一般廃棄物最終処分場	100	86	重負荷	－	－	－	3,900	4,100	3,900	－	－	－	－	－	－	11,900
				昼間	6,700	5,600	7,800	4,200	4,300	3,800	8,000	4,700	5,800	5,600	4,600	4,700	65,800
				夜間・休日	8,400	10,700	8,700	8,500	9,800	9,000	7,900	5,600	6,200	6,900	5,800	5,800	93,300
7	岐阜市奥埋立跡地	100	11	重負荷	－	－	－	1,300	1,200	1,000	－	－	－	－	－	－	3,500
				昼間	2,200	1,800	2,100	1,300	1,200	1,100	2,300	2,000	2,300	2,200	2,000	2,200	22,700
				夜間・休日	2,800	3,000	2,400	2,800	2,600	2,600	2,600	2,700	2,700	2,800	2,500	2,700	32,200
8	岐阜市 北野阿原一般廃棄物最終処分場	100	26	夏季	－	－	－	13,800	15,200	13,700	－	－	－	－	－	－	42,700
				その他季	12,600	13,400	12,700	－	－	－	13,400	12,700	12,900	12,700	11,400	11,700	113,500
9	岐阜市木田環境事務所	100	62	夏季	－	－	－	12,300	12,600	11,000	－	－	－	－	－	－	35,900
				その他季	8,000	8,300	9,100	－	－	－	8,900	8,200	10,300	12,000	10,000	9,600	84,400
10	プラザ掛洞	100	118	夏季	－	－	－	6,200	6,200	6,000	－	－	－	－	－	－	18,400
				その他季	6,000	6,200	6,000	－	－	－	6,200	6,000	6,200	6,200	5,600	6,200	54,600
	合　　計				200,440	230,180	322,450	282,390	316,940	289,850	484,850	218,120	260,190	256,140	1,097,000	248,290	4,206,840

表３　令和9年度予定自己託送電力量

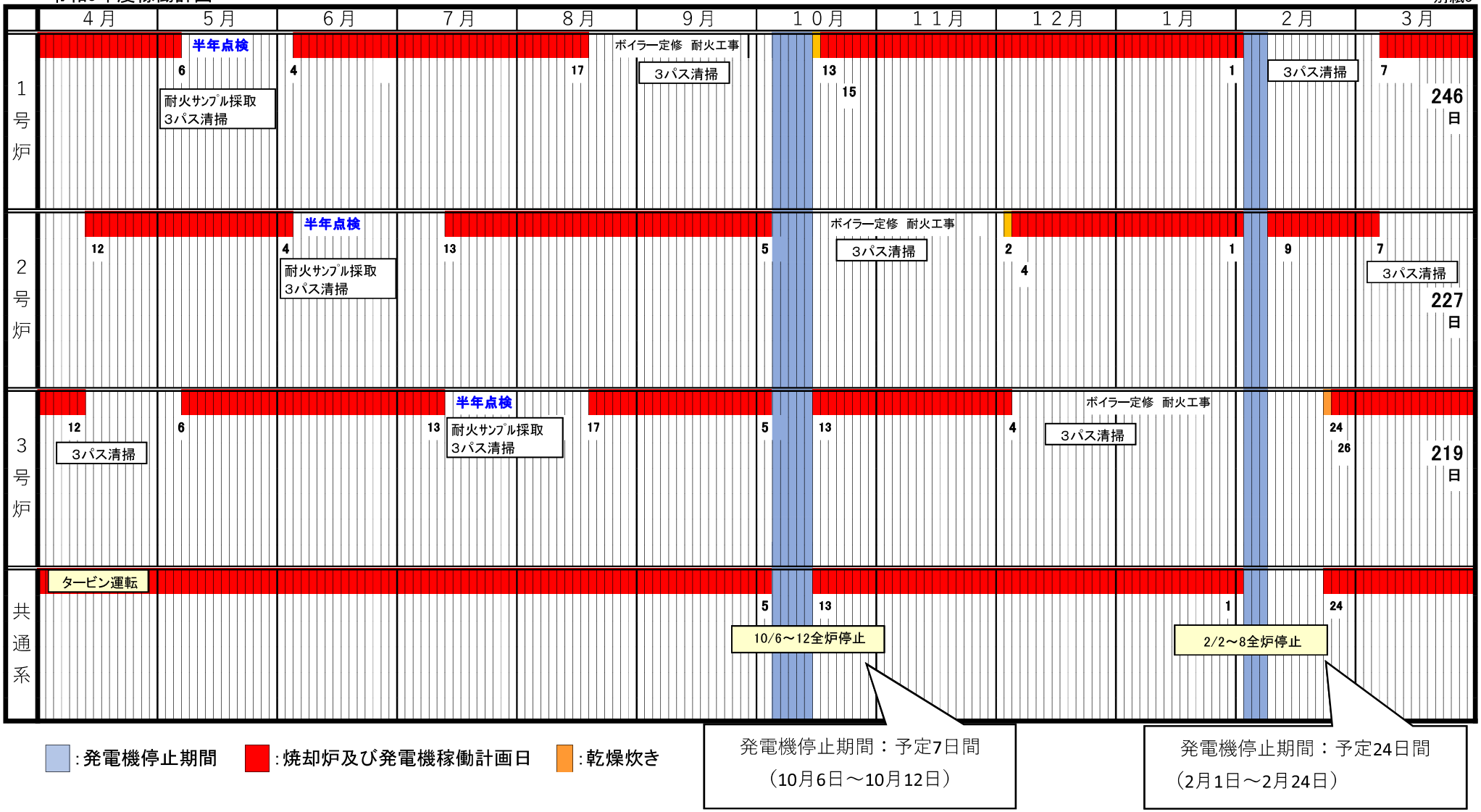
(kWh)

No.	施設名	令和9年									令和10年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	岐阜市庁舎	196,310	194,950	217,420	281,120	279,160	257,690	141,730	190,890	220,390	252,040	24,510	208,650	2,464,860
2	岐阜市リサイクルセンター	10,810	11,530	13,130	17,690	7,200	7,660	7,020	10,390	14,220	18,020	1,990	14,060	133,720
3	岐阜市掛洞プラント	85,040	99,640	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	184,680
	合　　計	292,160	306,120	230,550	298,810	286,360	265,350	148,750	201,280	234,610	270,060	26,500	222,710	2,783,260

※1 表1及び表2については、予定自己託送電力量を減じた値である。
※2 区分は以下に示す通りとする。
①季節区分
夏季は、7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とする。
②時間帯区分
重負荷時間は、夏季の10時から17時までの時間とする。
昼間時間は、8時から22時までの時間（重負荷時間を除く）とする。
夜間時間は、重負荷時間および昼間時間以外の時間とする。
休日は日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日とし、終日夜間時間の料金を適用する。
※3 契約電力が500kW未満の施設の実際の契約電力は、その月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

令和9年度稼働計画

別紙3



バイオマス比率算定（令和3年度～令和8年7月稼働実績分）　　別紙4

令和3年度稼働実績

	運転炉数（日）			全炉停止日	焼却量	売電量	バイオマス比率
	1炉運転	2炉運転	3炉運転		（ｔ）	(kWh)	(%)
4月	0	29	1	0	8,716.81	1,875,874	41.747
5月	0	31	0	0	9,151.45	1,913,093	50.262
6月	0	29	1	0	8,601.29	1,763,580	36.277
7月	0	30	1	0	9,611.42	1,880,648	52.212
8月	0	30	1	0	9,344.78	1,683,934	42.289
9月	0	30	0	0	9,607.69	2,041,907	53.385
10月	2	22	0	7	7,148.97	1,704,444	46.252
11月	0	30	0	0	9,505.71	2,275,987	58.754
12月	0	30	1	0	9,152.50	1,914,472	50.066
1月	0	31	0	0	9,740.36	2,233,721	56.275
2月	19	2	0	7	3,482.53	59,787	53.670
3月	0	30	1	0	9,708.50	2,530,003	41.507
合計	21	324	6	14	103,772.01	21,877,450	

令和4年度稼働実績

	運転炉数（日）			全炉停止日	焼却量	売電量	バイオマス比率
	1炉運転	2炉運転	3炉運転		（ｔ）	(kWh)	(%)
4月	0	28	2	0	9,163.64	1,852,515	50.375
5月	0	31	0	0	9,071.33	1,630,286	30.320
6月	0	29	1	0	8,276.87	1,321,040	37.283
7月	0	30	1	0	8,418.20	1,027,817	46.141
8月	0	30	1	0	8,317.58	1,008,182	43.725
9月	0	30	0	0	8,869.21	1,423,835	56.433
10月	4	20	0	7	6,194.90	1,099,532	34.316
11月	0	30	0	0	9,284.52	1,847,846	49.195
12月	0	30	1	0	8,388.09	1,237,082	66.668
1月	0	31	0	0	8,809.68	1,354,745	47.886
2月	3	17	0	8	5,226.01	943,586	53.532
3月	0	30	1	0	8,082.84	1,196,377	58.078
合計	7	336	7	15	98,102.87	15,942,843	

令和5年度稼働実績

	運転炉数（日）			全炉停止日	焼却量	売電量(8月より送電量)	バイオマス比率
	1炉運転	2炉運転	3炉運転		（ｔ）	(kWh)	(%)
4月	0	29	1	0	8,116.22	1,212,722	42.881
5月	0	30	1	0	8,332.96	1,290,898	50.261
6月	0	29	1	0	8,498.70	1,406,118	39.767
7月	0	30	1	0	8,556.15	1,093,862	58.684
8月	0	30	1	0	8,279.03	557,378	65.848
9月	0	30	0	0	8,171.92	730,548	40.670
10月	2	22	0	7	7,036.12	1,284,612	53.336
11月	0	30	0	0	8,570.88	1,302,545	63.219
12月	0	30	1	0	8,320.71	964,060	44.954
1月	0	31	0	0	9,538.81	1,320,342	48.455
2月	16	5	0	8	3,988.45	299,730	44.257
3月	0	30	1	0	9,044.39	1,411,549	56.029
合計	18	326	7	15	96,454.34	12,874,364	

令和6年度稼働実績

	運転炉数（日）			全炉停止日	焼却量（ｔ）	送電量（kWh）	バイオマス比率（%）
	1炉運転	2炉運転	3炉運転				
4月	0	28	2	0	8,075.91	1,249,283	48.949
5月	0	30	1	0	8,538.20	1,285,627	38.914
6月	0	30	0	0	7,989.63	1,263,175	31.023
7月	0	30	1	0	8,451.62	1,271,319	53.571
8月	0	29	2	0	8,369.52	1,249,752	54.387
9月	0	30	0	0	8,684.90	1,367,534	35.270
10月	2	22	0	7	6,373.65	957,523	42.769
11月	0	30	0	0	8,123.61	1,219,526	47.983
12月	0	30	1	0	8,286.13	1,245,251	51.035
1月	0	31	0	0	8,373.25	1,280,790	50.318
2月	8	11	1	8	4,634.41	631,652	56.733
3月	0	31	0	0	8,895.94	1,495,865	41.931
合計	10	332	8	15	94,796.77	14,517,297	

令和7年度稼働実績

	運転炉数（日）			全炉停止日	焼却量（ｔ）	送電量（kWh）	バイオマス比率（%）
	1炉運転	2炉運転	3炉運転				
4月	0	30	0	0	8,172.30	1,348,144	41.272
5月	0	31	0	0	8,608.48	1,332,513	38.800
6月	0	29	1	0	8,450.81	1,247,344	57.213
7月	0	31	0	0	8,626.78	1,222,403	39.130
8月	0	30	1	0	8,084.35	1,077,601	35.856
9月	0	30	0	0	7,732.87	1,158,213	61.726
10月	2	22	0	7	6,905.59	1,303,043	36.908
11月	0	30	0	0	7,758.58	1,218,371	42.755
12月	0	30	1	0	8,219.00	1,338,386	48.478
1月	0	31	0	0	9,831.55	1,932,588	51.125
2月	17	4	0	7	3,474.18	174,468	30.645
3月	0	29	2	0	8,056.74	1,322,146	46.246
合計	19	327	5	14	93,921.23	14,675,220	

令和8年度稼働実績

	運転炉数（日）			全炉停止日	焼却量（ｔ）	送電量（kWh）	バイオマス比率（%）
	1炉運転	2炉運転	3炉運転				
4月	0	28	2	0	8,233.74	1,388,828	47.093
5月	0	31	0	0	8,217.82	1,320,123	41.865
6月	0	29	1	0	7,620.35	1,052,674	65.937
7月	0	30	1	0	8,209.46	1,094,940	67.556
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							
合計	0	118	4	0	32,281.37	4,856,565	